

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 6 日

都道府県 宅地建物取引業法 担当者 殿

国土交通省総合政策局
不動産課

平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う
宅地建物取引業法上の措置について

1. 宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引主任者証の有効期間の延長について

今般、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）第 2 条第 1 項の特定非常災害として、平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震による災害が政令指定されました。

同法第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の特定権利利益として、宅地建物取引業法に基づく以下の事項について、最大で平成 2 3 年 8 月 3 1 日まで有効期間を延長する措置を国土交通省告示により指定する予定で作業を進めております。

- 宅地建物取引業の免許
- 宅地建物取引主任者証

貴職におかれましては、上記措置に基づき、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

2. 宅地建物取引業の免許の申請等の取扱いについて

地方自治体の被災により、宅地建物取引業の免許申請や取引主任者の登録申請等の際に添付が必要となる市町村の長の証明書等の発行が困難になるなど、免許の事務等に関し支障が生じる可能性があることから、別途、事務の取扱いについて通知を検討しているところです。

貴職におかれましては、上記通知に基づき、適切な措置を講じられるようお願いいたします。